

ペットボトルの回収を促進するための社会システムの在り方に関する論点

リターナブルペットボトルの導入のためには、回収を促進するための社会システムが必要であり、本ペーパーはそのために考えられる事項をあげたものである。

1. リターナブルペットボトルの回収を促進するために考えられる方策について

リターナブルペットボトルは、ワンウェイペットボトルに比べ、連続的な使用・洗浄・運搬に耐えられるよう、厚手にする必要があり、より多くの PET を使用する。このため、回収率が低い場合、リサイクル又は廃棄される PET の量が増大し、むしろ環境負荷が増大する可能性があり、高い回収率を確保することが必要となる。

容器包装リサイクル法においては、容器のリユースを行おうとする事業者が、その回収方法が回収率おおむね 90% を達成するために適切なものである旨の主務大臣の認定（自主回収の認定）を受けた場合、当該容器について、同法に基づく再商品化義務（リサイクルの義務）が 100% 免除される。この再商品化義務の免除は、事業者による自主回収を促進する効果を有しているが、この制度の活用や改善が考えられないか。

H19.4.24 の中央環境審議会容器包装 3 R 小委員会・産業構造審議会容器包装リサイクル WG の資料 4 においては、上記の自主回収認定の基準（おおむね 90%）について、事業者に対するアンケートを踏まえ、「現時点においては、要件の見直しによる自主回収の促進効果が限定的であることから、自主回収が促進された場合における自主回収量の増加による市町村の分別収集に係る負担の軽減効果よりも、回収されない容器包装廃棄物の再商品化に関する市町村の負担の方が大きいと考えられる。したがって、自主回収認定の要件の見直しは行わないこととする。」とされている。

飲料事業者間でリターナブルペットボトルの規格を統一することにより、より効率的に回収が実施できるものと考えられる。その際、規格統一ボトルの表示を行うことにより、その円滑な運用が図られるのではないか。

ガラスびんについては、日本ガラスびん協会が、規格統一リターナブルびんとして認定したガラスびんに「R マーク」の使用を認めている。



適切な回収の促進を図るためには、リターナブルペットボトルの環境保全上のメリットや適切な取扱い、排出方法等について、行政を含め、積極的に普及啓発を行うことが必要ではないか。

回収促進のためには、消費者へのインセンティブが必要であり、リターナブルペットボトルに対する「デポジット」(商品購入時に消費者が預かり金を支払い、容器の返却時に払い戻しを受ける仕組み)が考えられるのではないか。

ビールびんについては、長年、びん1本あたり5円のデポジット制度が運用されており、デポジット対象のビールびんの回収率は100%に近い。

デポジットは、返却への誘因付けを通じ、不法投棄防止にもつながると考えられる。

2. デポジットについて

リターナブルペットボトルに対するデポジットの金額は、消費者が容器の返却を誘因付けられる程度の額(例:自治体の「燃えないごみ」として出すよりも返却場所に持って行こうと思う額)である必要があるのではないか。

リターナブル飲料容器へのデポジットの金額の例

・ドイツ: 8~15 ユーロセント(約13円~24円)

(ビール: 8セント ミネラルウォーター等: 15セント)

・スウェーデン: 4 スウェーデンクローネ(約68円)(1.5リットルリターナブルペットボトル。回収率は98%)

商品購入時にデポジットを支払うため、消費者がデポジットを支払い、リターナブルペットボトルを返却し、デポジットの払い戻しを受ける場所は、小売店となるのではないか。

消費者が買ったペットボトルを買った店舗でしか払い戻しを受けられないという仕組みも考えられるが、消費者の利便性向上を通じた回収率確保のためには、基本的にどの小売店でもペットボトルの返却とデポジットの払い戻しを受けられるシステムが望ましいのではないか。その場合、ボトラー・小売店間の、全国統一的なデポジットの精算システムの構築が必要となるのではないか。

ドイツにおいては、従来、全国統一のデポジット精算システムが整備されておらず、同一チェーン店でしかデポジットが返却されないといった事態が生じていたが、2006年5月から、全国統一の精算システム(店舗面積200㎡の小売店を除く。)が義務付けられた。

リターナブルペットボトル(リターナブル飲料容器)にのみデポジットを課した場合、その分だけワンウェイ容器よりも販売価格が高くなる。さらに、運搬・保管・洗浄に係るコストのためにワンウェイ容器よりも原価が高くなる場合、販売価格の差がより大きくなり、市場において不利になる可能性がある。その対策として、ワンウェイ容器もデポジットの対象とするとともに、リターナブルペットボトル(リターナブル飲料容器)よりも高いデポジット額を設定する方法が考えられるのではないか。

ドイツにおけるデポジットの設定額

・ワンウェイ容器 25 ユーロセント(約40円)

・リターナブル容器 8~15 ユーロセント(約13円~24円)

(ビール：8セント ミネラルウォーター等：15セント)

ただし、制度導入後に2回目以降に飲料容器を買う際には、支払ったデポジットが返金されるので、デポジット額の差はリターナブルペットボトルを選択するインセンティブとならない可能性もあり、ワンウェイ飲料容器についてはデポジットでなく課徴金とする方法が考えられるのではないかと。

フィンランドにおいては、ワンウェイのソフトドリンク容器について、0.19ユーロ(約30円)の税が課されている。(リターナブル容器は課税免除)

3. リターナブルペットボトルの回収ルートについて

リターナブルペットボトルの回収ルートとしては、市町村ルートと小売店ルートが考えられる。

市町村ルートの場合、市町村による既存の家庭ごみ回収ルートを活用できる一方、一旦「ごみ」扱いされるため、収集方法によっては、汚れの付着や傷により回収ボトルの質が低下することも考えられる。また、市町村に収集運搬・保管コストが発生する。

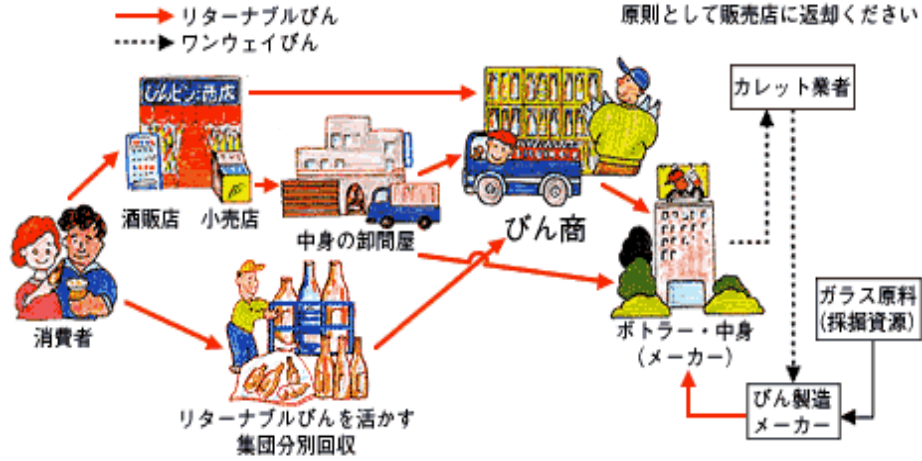
小売店ルートの場合、新たな回収ルートの構築や小売店における保管スペースの確保等の負担が発生する一方、デポジットと組み合わせることにより、回収ボトルの質の確保や回収率の向上が市町村ルートに比べ図りやすいのではないかと。また、消費者自身が小売店に持ってくるとともに小売店からボトラーへの返却は商品の帰り便を活用することにより、市町村ルートよりも低コストで効率的な回収システムを構築できる可能性があるのではないかと。

小売店ルートの場合、より多くの小売店にリターナブルペットボトルの販売・回収に係る協力が得られることが望ましいが、小売店へのインセンティブ付与等の、より多くの小売店の協力を得るための方策についてどのように考えるか。また、販売方法(消費者の目にとまりやすいこと、環境情報を併せて提供すること等)や回収方法(店舗側の手間が少なくなるよう自動回収機を活用することや、回収機を消費者の目につきやすいところに置くなど、消費者・店舗双方にとって利便性の高い回収方法等)についても工夫が必要ではないかと。

ガラスびんの回収に当たっては、空きびんを傷つけないよう運搬するためプラスチック箱単位で回収され、プラスチック箱自体が商品として流通し、繰り返し利用されているが、リターナブルペットボトルについても同様の対応が必要ではないかと。

一升びんなどのリターナブルガラスびんについては、販売店等を経由してびん商が回収し、外部での洗びんが必要な場合は洗びん業者を経て、ボトラーに戻るシステムが運用されているが、これをペットボトルにも活用できないかと。

リターナブルびんの流通システム




(全国びん商連合会 HP より)

また、小売店ルートの場合、保管・運搬に係るコストが事業者側（小売店・ボトラー）に生ずる。このコストについては、飲料価格への転嫁、デポジットを全額返却せずに一部を保管・運搬費用に充当する等の対応が考えられるのではないか。

【参考1】ドイツにおける飲料容器に係るデポジット制度

<p>強制デポジット制の根拠規定</p>	<p>容器包装廃棄物の回避と回収に関する命令</p>
<p>強制デポジットの目的</p>	<p>ワンウェイ飲料容器は、リターナブル飲料容器に比べより多くの廃棄物を排出し、より多くのエネルギーを生産・廃棄の過程で消費し、温室効果を促進する。強制デポジットは、こうした環境負荷への対策として、環境負荷の低いリターナブルシステムを強化することを意図する。</p>
<p>強制デポジットの対象飲料容器</p>	<p>原則としてすべてのワンウェイ飲料容器（non-ecologically advantageous one-way drinks packaging：ビール、ミネラルウォーター、炭酸・非炭酸ソフトドリンク（下記の例外を除く。）アルコール混合飲料）（2006年5月から）</p> <p>例外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果汁、野菜ジュース、牛乳・乳飲料、ワイン・蒸留酒 ・紙製容器(carton)、ポリエチレンバッグ等 <p>2005年の上記命令改正以前は、「リターナブル飲料容器のシェアが1991年レベル（72%）未満となった飲料について、ワンウェイ容器に強制デポジットを適用する」と同命令において規定されており、2003年1月～2006年5月の間、この条件に該当したビール、ミネラルウォーター及び炭酸ソフトドリンクについてのみ強制デポジットが適用されていた。2006年5月からは、上記のとおり、強制デポジットの対象が原則としてすべてのワンウェイ容器に広げられた。</p>
<p>強制デポジットの額</p>	<p>25ユーロセント（約40円）</p> <p>ボトラーから消費者に至る流通の各段階でデポジットを課すことが義務付けられている。デポジットを課さない供給者には罰金が科される。</p> <p>リターナブル飲料容器は強制デポジットの対象ではないが、ビールは8ユーロセント（約13円）、ミネラルウォーター等は15ユーロセント（約24円）のデポジットが、自主的に実施されている。</p>
<p>小売店の引取・返金義務</p>	<p>デポジット対象ワンウェイ容器の小売店は、その販売する飲料容器と同種の素材（例：プラスチック、ガラス、金属）の使用済飲料容器を引き取るとともに、デポジットを返金しなければならない。ただし、店舗面積200㎡未満の場合は、引取義務がその販売するブランドに限られる。</p> <p>2006年4月以前は、小売業者は、ワンウェイ飲料容器の取扱中止、いくつかのグループに分かれての精算システムの構築、</p>

	<p>系列チェーンで販売したプライベート・ブランド飲料のみを引き取るといった対応をそれぞれとっていたが、消費者の利便性が低く不評であったため、2006年5月から、上記のとおり、基本的にどの小売店でも引き取ることとされたもの。</p>
<p>デポジットの精算システム</p>	<p>上記の返金を可能とするため、小売業界と飲料業界は、全国統一の返金システムを運用している (Deutsche Pfandsystem GmbH(DPG))</p> <p>DPG のシステムの対象となるワンウェイ飲料容器には下記のロゴがプリントされている。これは紫外線カラーにより印刷されており、自動返却機による識別が可能。</p> 

参考資料： ドイツ連邦環境省 HP (強制デポジットに関する Q&A、容器包装廃棄物の回避と回収に関する命令)

平成 17 年度リユースカップ等の実施利用に関する検討調査報告書 ((財)地球・人間環境フォーラム：環境省請負事業)

【参考2】容器包装リサイクル法における自主回収の認定について

容器包装リサイクル法においては、特定容器利用事業者等は、その義務を果たすため、自主回収 指定法人への再商品化の委託 認定を受けて行う再商品化(独自ルート)の方法を選択することができる。

リユースを行う特定容器利用事業者は、 を選択している。

自主回収

- ・利用又は製造等した容器包装を自ら又は他の者に委託して回収する特定事業者は、主務大臣に申し出て、その容器包装の回収方法が主務大臣が定める回収率（おおむね90%）を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。
- ・認定を受けた容器包装については、再商品化義務が免除される。
- ・これまでにリターナブルガラス容器としては193種類が自主回収の認定を受けている。

